

平成30年度予算

新しい園芸産地づくり支援事業
園芸作物生産転換促進事業Q & A
(平成30年4月1日)

【総論】

- (問1) 本事業の趣旨いかん。
- (問2) 本事業の対象地域の考え方いかん。
- (問3) 本事業の成果目標及び成果目標年度いかん。
- (問4) 本事業の具体的な仕組みいかん。
- (問5) 本事業による主な支援内容いかん。
- (問6) 国から都道府県への補助金配分の仕方いかん。
- (問7) 同一の取組主体において複数年間の取組は対象か。

【事業の実施体制】

- (問8) 本事業における国と都道府県の位置付けいかん。
- (問9) 取組主体の構成いかん。
- (問10) 既存の協議会がある場合でも、新たに協議会を設置する必要があるか。
- (問11) 複数の産地が市町村などの行政区画を超えて広域的に連携して取組む場合でも対象となるか。
- (問12) 都道府県は取組主体となる協議会の構成員として参画することは可能か。

【事業計画】

- (問13) 「産地が作成する計画（産地計画）」と「都道府県が作成する計画（都道府県計画）」の位置付けいかん。
- (問14) 都道府県計画は全ての産地計画をとりまとめた後に提出するのか。

【事業要件】

- (問15) 本事業の要件いかん。
 - ・ 取組主体の必須構成員について
 - ・ 取組の継続について
 - ・ 契約取引について
 - ・ 自治体の農業振興方針等との整合性について
- (問16) 協議会に参画する生産者戸数の要件はあるか。
- (問17) 協議会の「生産者」は、生産者団体、生産者団体の園芸作物部会が「生産者」として参画することは可能か。
- (問18) 生産者が中間事業者を兼ねている場合、当該生産者は「生産者兼実需者」として協議会に参画することが可能か。
- (問19) 「実需者」の定義いかん。
- (問20) 成果目標年度の産地規模について、本事業を実施する前年に水稻を作付していない水田も当該産地規模に含むことは可能か。

【成果目標（契約取引関係）】

- （問21）本事業において、成果目標年度に締結すべき「契約取引」とはどのようなものか。
- （問22）成果目標において設定する「新たに園芸作物に転換した産地の規模の50%以上について、取組主体の構成員である実需者と契約取引」はいつまでに締結することが必要か。
- （問23）複数の園芸品目への転換に取り組む場合、契約取引割合に係る補助要件はどのように算定するのか。
- （問24）生産者が中間事業者を兼ねている場合の契約取引の考え方いかん。
- （問25）生産者と生産者団体間の契約取引は、本事業の契約取引に該当するか。
- （問26）卸売市場における「予約相対取引」は本事業の契約取引に該当するか。
- （問27）事業実施と並行して販路（実需者）の開拓を行うこととしても良いか。

【支援内容】

- （問28）本事業の支援メニュー及び補助率いかん。
- （問29）事業費の上限はあるか。
- （問30）取組メニューは全て取り組むことが必要か。
- （問31）機械・施設のリースに対する助成は、1件当たりの取得金額が50万円未満であっても対象としてよいか。
- （問32）本事業で導入する機械や施設は、栽培試験などの実証的な取組に必要な範囲に限定されるのか。
- （問33）地下水位制御システム（FOEASなど）や明暗渠など排水対策の施工規模について上限はあるか。
- （問34）地下水位制御システムなど排水対策を施工する場合の補助対象経費は。
- （問35）機械・施設のリース契約は協議会が行うのか。協議会内の生産者が契約することは可能か。
- （問36）機械・施設のリース導入に当たり、機械・施設の受益者は1戸でもよいか。複数戸での共同利用が必要か。
- （問37）機械リースの補助対象となる機械について。
- （問38）機械・施設のリース手数料は補助対象か。
- （問39）リースで導入した機械・施設について、使用しない期間に限り、協議会に参画しない農業者に貸し出すことは可能か。
- （問40）品目選定等のために実証ほ場において実証栽培に取り組む場合、どのような経費が支援の対象となるか。
- （問41）本事業において、視察・研修旅費、県外での説明会の旅費は対象か。
- （問42）協議会の構成員外を含む生産者等を集め、県外の園芸産地や実需者等のカット工場等の視察を行う場合の旅費は対象となるか。

- (問43) 協議会の構成員外の実需者等を産地に招き、生産現場を視察してもらう経費は対象となるか。また、新しい実需者等獲得のために、県外の実需者等を視察調査する際の旅費等の経費は対象となるか。
- (問44) 園芸施設の助成対象はどのようなものがあるか。
- (問45) 施設園芸の取組においてリース導入の対象となる「ビニールハウス」はどのようなものか。
- (問46) 本事業において補助対象となる資材の範囲いかん。
- (問47) 資材費として、ビニールハウスのパイプを助成対象としているが、どの程度のものまで支援対象となるのか。
- (問48) 本事業でリース導入するハウスとはどのようなものか。
- (問49) 施設園芸のいちごの高設栽培設備や花きの棚は、補助対象資材に含まれるか。

【申請手続き等】

- (問50) 事業活用に係るスケジュールはどのようになるか。
- (問51) 事業の申請はいつ行えば良いか。
- (問52) 本事業の実施地域において、事業実施後に水稻の作付を行うことは可能か。

【実証ほの対象となるほ場の範囲】

- (問53) 本事業において、実証ほの対象となるほ場いかん。

【事業の対象となるほ場の考え方】

- (問54) 本事業の実施地域では完全に畑地化しなければならないのか。
- (問55) 水田を活用してブロックローテーションで麦や大豆、飼料作物の作付を行っているほ場などについて、成果目標年度の産地規模に含むことは可能か。

【対象品目の考え方】

- (問56) 本事業の対象となる野菜や果樹の用途は加工・業務用に限るのか。家計消費も対象となるのか。

【対象となる生産者について】

- (問57) 水稻と園芸作物の複合経営者が、園芸作物について面積拡大する場合は対象となるのか。
- (問58) 当該地域ですでに園芸作物を生産している生産者が、他の水稻生産者から水田を借りて園芸作物生産を行う場合、本事業の対象となるか。

【その他】

- (問59) 実証ほ場で生産した生産物は販売して良いのか。

【総論】

(問1) 本事業の趣旨いかん。

(答)

本事業は、実需者ニーズに対応した野菜、果樹及び花きの生産拡大を実現するため、まとまった規模でこれら園芸作物の大ロット生産・供給が可能な水田地帯において、水稻から園芸作物に転換する際に新たに直面する技術面及び販売面の課題の解決に向けた取組を支援し、実需者等の関係者と連携した新たな園芸産地の育成を推進することを目的としています。

(問2) 本事業の対象地域の考え方いかん。

(答)

- 1 本事業は、まとまった規模で園芸作物の大ロット生産・供給が可能な水田地帯において、水稻から園芸作物に転換する際の技術面及び販売面の課題の解決に向けた取組を支援するものです。
- 2 このため、本事業は、
 - ① 水稻を主体とする土地利用型作物の生産を行う地区を有する地域であり、
 - ② 当該地区の水田において水稻から園芸作物への転換により園芸産地の育成を図るに当たって、
 - ③ 技術面及び販売面で新たに直面する課題の解決に取り組む地域において活用いただくことを目的としています。

(問3) 本事業の成果目標及び成果目標年度いかん。

(答)

- 1 本事業の成果目標は、成果目標年度において、新たに園芸作物に転換した産地の規模の50%以上について、取組主体の構成員である実需者と契約取引を行うこととし、事業の申請時にその計画値を示していただくことを想定しています。
- 2 また、成果目標年度は、以下のとおりです。

- ① 露地野菜、施設野菜及び花きは、事業実施年度の3年後（複数年度取り組む場合は、産地計画承認初年度の3年後）
- ② 果樹は、事業実施年度の10年後（複数年度取り組む場合は、産地計画承認初年度の10年後）

（問4）本事業の具体的な仕組みいかな。

（答）

- 1 本事業は、生産者のほか、中間事業者を含む実需者や市町村等の関係者からなる協議会を対象に、水稻から園芸作物に転換する際に新たに直面する課題の解決に向けた取組について支援を行うものです。
- 2 また、本事業は都道府県向け補助金であり、事業の流れとしては、
 - ① 取組主体となる協議会が産地計画を当該都道府県に提出、
 - ② 都道府県が産地計画をとりまとめた上で都道府県計画を国（地方農政局等）に提出、
 - ③ 国（地方農政局等）による都道府県計画の承認・交付決定手続を経た後に都道府県が産地計画を承認となります。

（問5）本事業による主な支援内容いかな。

（答）

- 1 本事業では、水稻から園芸作物に転換する際に新たに直面する技術面及び販売面の課題の解決に向けた取組を支援の対象とすることとしています。
- 2 具体的には、
 - ① 産地内の合意形成、
 - ② 品種の選定や出荷先の確保、
 - ③ 排水対策や栽培技術の確立、
 - ④ 機械・施設のリース導入等、の取組を支援の対象としています。

(問6) 国から都道府県への補助金配分の仕方いかん。

(答)

- 1 本事業では、産地において「産地計画」を策定し、その提出を受けた都道府県が、当該都道府県全体の産地計画を集約した「都道府県計画」を策定していただくこととしています。
- 2 国においては、都道府県計画に基づき、各産地計画の成果目標（成果目標年度における契約取引の割合）について採択基準に照らして優先順位を付与し、予算の範囲内で各都道府県へ割り当てることとしています。

(問7) 同一の取組主体において複数年間の取組は対象か。

(答)

- 1 本事業においては、産地計画の承認を受けて事業を実施した翌年度及び翌々年度についても、事業の申請を行うことができます。
- 2 この場合、再度事業の実施を計画する年度に取り組もうとする内容に即して改めて産地計画を作成することが必要です。
- 3 なお、成果目標年度については、事業実施初年度に設定した年度と同一年度を設定してください。また、成果目標については下方修正することはできません。

【事業の実施体制】

(問8) 本事業における国と都道府県の位置付けいかん。

(答)

本事業は都道府県向け補助金であり、事業の流れとしては、

- ① 取組主体となる協議会が産地計画を当該都道府県に提出、
- ② 都道府県が産地計画をとりまとめた上で都道府県計画を国（地方農政局等）に提出、

- ③ 国（地方農政局等）による都道府県計画の承認・交付決定手続を経た後に都道府県が産地計画を承認、となります。

（問9）取組主体の構成いかん。

（答）

- 1 本事業では、川上から川下まで一体となった取組により効果的に事業を実施するため、生産者のほか、中間事業者、食品製造事業者などの実需者等の関係者からなる協議会を取組主体とすることとしています。
- 2 特に、需要に応じた園芸作物生産の実現が図られるよう、成果目標年度に契約取引を目指す実需者は協議会への参画を必須とします。

[協議会の構成の例]

例1：生産者－実需者（中間事業者）－市町村

例2：生産者－実需者（中間事業者、食品製造事業者）－市町村

（問10）既存の協議会がある場合でも、新たに協議会を設置する必要があるか。

（答）

既存の協議会が存在する場合には、事業実施のために新たに協議会を設置する必要は必ずしもありませんが、取組主体の構成要件など、事業の実施要件に合致しているかどうか確認をお願いします。

（問11）複数の産地が市町村などの行政区画を超えて広域的に連携して取組む場合でも対象となるか。

（答）

複数の産地が連携して、品種や品質など実需者ニーズに対応した取組を広域的に行う場合についても本事業の対象となります。

(問12) 都道府県は取組主体となる協議会の構成員として参画することは可能か。

(答)

- 1 本事業の取組主体は、生産者、実需者、地方自治体等による協議会を想定しており、今後定める実施要領に沿って協議会の設置等を行った上で、協議会が必要な取組として事業を活用いただくことは問題ありません。
- 2 具体的には、
 - ① 協議会を実施要領に沿って設立し、
 - ② 協議会の中核（事務局）は県と位置付け、県主導による協議会の取組を進めていただくことが可能です。
- 3 ただし、本事業は、都道府県に対する補助金であることから、都道府県を含む取組主体が活用する場合は、
 - ① 採択に当たり、審査評に基づく採点がなされるなど県を含まない取組主体も含め公平に審査・採択される体制にあること、
 - ② 都道府県が入ることにより事業が効率的かつ効果的に実施できること、
 - ③ 交付決定（補助経費の確認）に際し、適正に執行・確認される体制にあること、を明らかにした上で活用いただくこととなります（都道府県計画の別添で、文書にて整理ください）。

【事業計画】

(問13) 「産地が作成する計画（産地計画）」と「都道府県が作成する計画（都道府県計画）」の位置付けいかん。

(答)

- 1 「産地が作成する計画（産地計画）」は、取組主体となる協議会ごとに作成するものであり、①協議会の構成、②取組の具体的内容、③成果目標といった事業計画を策定し、当該都道府県に提出するものです。
- 2 また、「都道府県が作成する計画（都道府県計画）」は、提出のあった産地計画について、その記載内容が国が今後定める実施要綱等に基づき適切かを審査した上で、

適切であると認められる産地計画を審査基準に応じてポイントの高い順に集約し、国に提出するものです。

(問14) 都道府県計画は全ての産地計画をとりまとめた後に提出するのか。

(答)

都道府県計画は、当該都道府県の全ての産地計画を審査・集約した後に、地方農政局等に提出して下さい。

【事業要件】

(問15) 本事業の要件いかん。

- ・ 取組主体の必須構成員について
- ・ 取組の継続について
- ・ 契約取引について
- ・ 自治体の農業振興方針等との整合性について

(答)

本事業では、以下の事項を取組主体の事業実施要件としています。

- ① 生産者のほか、中間事業者、食品製造事業者、小売業者などの実需者、地方自治体等の関係者からなる協議会であること（生産者及び実需者は協議会の必須の構成員）。
- ② 成果目標（成果目標年度において、新たに園芸作物に転換した産地規模の50%以上が当該協議会の構成員である実需者との契約取引であること）の達成に向けて、園芸作物の産地化に向けた取組を継続すること（事業の結果、土壌特性や排水性など技術面で課題が判明し、費用対効果から断念せざるを得ない場合など、合理的な事情がある場合を除く）。
- ③ 産地計画において、成果目標年度における産地規模の50%以上について、事業実施後に想定される契約見込み数量など、当該協議会の構成員である実需者との契約取引の計画が示されていること。
- ④ 当該自治体の農業振興に係る方針において需要に応じた生産振興品目として園芸作物が掲げられているなど、地域施策との整合性があること。

(問16) 協議会に参加する生産者戸数の要件はあるか。

(答)

- 1 本事業は、新たに園芸作物生産を行おうとする一定のまとまりを持った地域における取組を支援するものであり、基本的には複数の生産者の参加を想定しています。
- 2 ただし、例えば、ある地域の全ての水田に一つの農地所有適格法人が水稻を作付けしている場合は、協議会に参加する生産者が当該農地所有適格法人のみとなることもあり得ると考えています。

(問17) 協議会の「生産者」は、生産者団体や生産者団体の園芸作物部会が「生産者」として参加することは可能か。

(答)

協議会における「生産者」については、個々の農業者や農地所有適格法人のほか、生産者団体や生産者団体の園芸作物部会が「生産者」として参加することが可能です。

(問18) 生産者が中間事業者を兼ねている場合、当該生産者は「生産者兼実需者」として協議会に参加することが可能か。

(答)

生産者が中間事業者を兼ねている場合、当該生産者は「生産者兼実需者」として協議会に参加することが可能ですが、当該協議会には当該生産者兼実需者以外の実需者が参加していることが必要です。

(問19) 「実需者」の定義いかに。

(答)

- 1 本事業において協議会に参加することを想定している「実需者」は、園芸作物を利用する食品製造事業者、量販店やスーパー等の小売業者、レストランや総菜屋等

の外食・中食事業者を想定しています。

- 2 また、これら食品製造事業者等と産地をつなぎ、産地から調達した園芸作物を食品製造事業者等に供給する事業者（中間事業者）についても、実需者に含みます。
- 3 なお、産地計画に定めることとしている実需者との契約取引の計画は、上記の「実需者」と生産者の間で取り交わされる契約に係るものであり、中間事業者に該当しない生産者団体（当該生産者が直接の組合員になっている団体など）との契約や、生産者団体への委託販売による卸売市場への出荷などの取引は含みません。

（問20）成果目標年度の産地規模について、本事業を実施する前年に水稲を作付していない水田も当該産地規模に含むことは可能か。

（答）

- 1 本事業は、水稲を主体とする土地利用型作物の生産を行っている産地において、水稲から園芸作物への転換を図り、水稲に代わる作物として園芸作物を生産しようとする産地を育成することにより、園芸作物の生産拡大を図ることを目的としています。
- 2 このため、本事業で実証するほ場については、これまで水稲の作付を行っていたほ場を基本とします。
- 3 また、成果目標年度における産地規模の算定対象となるほ場については、これまで水稲の作付を行っていたほ場を基本としますが、水田を活用して麦や大豆、飼料作物の作付を行っているほ場や遊休農地などについても、これまで水稲の作付を行っていたほ場が概ね50%以上である場合は、一体的な園芸産地を形成するために必要であることを前提として、当該ほ場も産地規模の算定に加えることができます。

【成果目標（契約取引関係）】

（問21）本事業において、成果目標年度に締結すべき「契約取引」とはどのようなものか。（成果目標年度：露地野菜、施設野菜及び花きは事業計画承認後3年目、果樹は事業計画承認後10年目）

（答）

- 1 本事業の契約取引は、取組主体となる協議会に参画する生産者及び実需者間において、作付に先立ってあらかじめ、品目、取引期間、取引数量（面積での契約を含む）、価格（一定範囲内変動型、相場連動型等を含む）等について書面で交わしていただくものを想定しています。
- 2 例えば、野菜について、平成30年度に事業を活用いただく場合、平成33年産の作付が開始されるまでに、食品製造業者、量販店やスーパー等の小売業者、レストランや惣菜等の外食・中食事業者といった野菜の実需者との間で、あらかじめ取引に係る契約を交わしていただくことを想定しています。
- 3 同様に、果樹について、平成30年度に事業を活用いただく場合、平成40年産の開花・結実期までに、食品製造業者、量販店やスーパー等の小売業者、レストランや惣菜等の外食・中食事業者といった果樹の実需者との間で、あらかじめ取引に係る契約を交わしていただくことを想定しています。
- 4 また、花きについて、平成30年度に事業を活用いただく場合、平成33年産の作付が開始されるまでに（多年草の場合は収穫終了から次期作に向けた生産作業を実施する頃までに）、量販店等の小売業者、冠婚葬祭業者（結婚式場、葬儀社等）といった花きの実需者との間で、あらかじめ取引に係る契約を交わしていただくことを想定しています。
- 5 なお、卸売市場内の業者を介して出荷する場合であっても、生産者、卸売市場内の業者及び実需者の3者間で取引に係る契約を交わす場合は、本事業の契約取引に該当することとしています。

(問22) 成果目標において設定する「新たに園芸作物に転換した産地の規模の50%以上について、取組主体の構成員である実需者と契約取引」はいつまでに締結することが必要か。

(答)

- 1 本事業において設定する「新たに園芸作物に転換した産地の規模の50%以上について、取組主体の構成員である実需者と契約取引」は、事業実施年度中に達成することが求められるものではなく、あくまでも成果目標年度に締結することを想定した成果目標です。
- 2 成果目標年度については、以下のとおりです。
 - ① 露地野菜、施設野菜及び花きは、事業実施年度の3年後（複数年度取り組む場合は、産地計画承認初年度の3年後）
 - ② 果樹は、事業実施年度の10年後（複数年度取り組む場合は、産地計画承認初年度の10年後）

(問23) 複数の園芸品目への転換に取り組む場合、契約取引割合に係る補助要件はどのように算定するのか。

(答)

- 1 複数の園芸品目への転換に取り組む場合の成果目標については、成果目標年度における取組品目全体の合計面積に基づき算定して下さい。
- 2 ただし、果樹を含む複数の園芸品目への転換に取り組む場合については、果樹の成果目標年度が他の品目と異なることから、果樹と他の品目の成果目標は区分して算定して下さい。

(問24) 生産者が中間事業者を兼ねる場合の契約取引の考え方がいかに。

(答)

- 1 生産者が中間事業者を兼ねる場合、当該生産者は「生産者兼実需者」として協議

会に参画することとなります。

- 2 この際、当該生産者兼実需者が契約取引を締結するに当たっては、
- ① 生産者として当該協議会内のその他の実需者と契約を締結する、
または、
 - ② 実需者として当該協議会内のその他の生産者と契約を締結する
のいずれかの契約取引を締結することが必要です。

(問25) 生産者と生産者団体間の契約取引は、本事業の契約取引に該当するか。

(答)

- 1 本事業の成果目標における契約取引は、成果目標年度において、取組主体となる協議会に参画する生産者及び実需者間において締結していただくこととしています。
- 2 このため、生産者団体が中間事業者や食品製造業者としての事業も行っている場合は、当該生産者が組合員となっている生産者団体である場合を除き、本事業の成果目標における契約取引に該当します。

(問26) 卸売市場における「予約相対取引」は本事業の契約取引に該当するか。

(答)

- 1 本事業の契約取引は、取組主体となる協議会に参画する生産者及び実需者間において、作付に先立ってあらかじめ、品目、取引期間、取引数量（面積での契約を含む）、価格（一定範囲内変動型、相場連動型等を含む）等について書面で交わしていただくものを想定しています。
- 2 このため、卸売市場における「予約相対取引」は作付に先立ってあらかじめ書面で交わす契約取引に該当しないため、本事業の契約取引には該当しません。
- 3 なお、卸売市場内の業者を介して出荷する場合であっても、生産者、卸売市場内の業者及び実需者の3者間で取引に係る契約を交わす場合は、本事業の契約取引に

該当することとしています。

(問27) 事業実施と並行して販路（実需者）の開拓を行うこととしても良いか。

(答)

- 1 本事業では、川上から川下まで一体となった取組により効果的に事業を実施するため、生産者のほか、実需者が協議会に参画することを要件としています。
- 2 なお、事業実施と並行して、当初から参画している実需者に加えて新たな実需者の開拓を行うことを妨げるものではありません。

【支援内容】

(問28) 本事業の支援メニュー及び補助率いかん。

(答)

- 1 本事業では、水稻から園芸作物に転換する際に新たに直面する技術面及び販売面の課題の解決に向けた取組を支援の対象とすることとしています。
- 2 具体的には、①産地内の合意形成、②品種の選定や出荷先の確保、③排水対策や栽培技術の確立、④機械・施設のリース導入等といった取組を想定しています。
- 3 補助率は、以下の①～⑤は当該経費の1/2であり、その他の取組については定額とすることとしています。
 - ① 地下水位制御システム（FOEAS等）や明・暗渠などの排水対策の施工、
 - ② 機械化一貫体系の導入（機械のリース導入）
 - ③ 施設園芸の体制構築（耐候性ハウス等のリース導入及びビニールハウスや果樹棚等の資材購入）
 - ④ 果樹園地の体制整備（新植、深耕・整地等の作業賃金、土壌改良等）
 - ⑤ 果樹の省力化栽培・安定生産体制の構築（果樹棚等の資材購入）

(問29) 事業費の上限はあるか。

(答)

- 1 本事業の本事業の総事業費（国費、自己負担等）のうち国費で支援を行う事業費の上限は、1取組主体当たり0.5億円以内とします。
- 2 ただし、耐候性ハウスのリース導入に取り組む場合については、本事業の総事業費（国費、自己負担等）のうち国費で支援を行う事業費の上限は、1取組主体当たり1億円以内とします。

(問30) 取組メニューは全て取り組むことが必要か。

(答)

本事業の支援メニューについては、必ずしも全てを網羅して取り組む必要はありませんが、本事業は、当該地区の水田において水稲から園芸作物に転換することを目的とするものであり、そのために必要な取組として、

- ① 産地内の合意形成
- ② 技術面での課題解決に向けて行う取組メニューのうちいずれか一つの取組は必須とします。

(問31) 機械・施設のリース導入に対する助成は、1件当たりの取得金額が50万円未満であっても対象としてよいか。

(答)

予定価格に関わらず対象とできます。

(問32) 本事業でリース導入する機械や施設は、栽培試験などの実証的な取組に必要な範囲に限定されるのか。

(答)

1 本事業は、水稻から園芸作物に転換するに当たり、栽培試験などの実証的取組や、導入機械・施設に対応した栽培技術の研修会等の取組を支援するものであり、これらの取組に必要な規模の範囲内で支援を行うものですが、以下の経費については、下記2及び3に掲げる水準を上限に、成果目標年度における産地規模での生産に必要な範囲で導入または実施することが可能です。

- ① 機械化一貫体系の導入（機械のリース導入）
- ② 施設園芸の体制構築（耐候性ハウス等のリース導入及びビニールハウス等の資材購入）
- ③ 果樹園地の体制整備（新植、土壌改良、肥料及び農薬購入）
- ④ 果樹の省力化栽培・安定生産体制の構築（果樹棚等の資材購入）

2 本事業の総事業費（国費、自己負担等）のうち国費で支援を行う事業費の上限は、1取組主体当たり0.5億円とします。

3 また、耐候性ハウスのリース導入に取り組む場合については、本事業の総事業費（国費、自己負担等）のうち国費で支援を行う事業費の上限は、1取組主体当たり1億円とします。

(問33) 地下水位制御システム（FOEASなど）や明暗渠など排水対策の施工規模について上限はあるか。

(答)

1 地下水位制御システム（FOEASなど）や明暗渠など排水対策に係る取組については、水稻から園芸作物に転換する際の実証的取組を支援するものであり、排水対策の施工規模も実証に必要な面積の範囲内とします。

2 なお、排水性等の土壌の性質が異なる場合やすでに大区画化されたなど、複数箇所のは場で実証することや、より大きい面積で実証することも可能です。

(問34) 地下水位制御システムなど排水対策を施工する場合の補助対象経費は。

(答)

- 1 排水対策の施工に必要な経費（機器機材の借上費、資材費及び雇用賃金）の2分の1相当額が対象となります。
- 2 また、雇用賃金の設定に当たっては、地域の標準的な農作業受委託料金と照らし合わせて適正な単価設定となっていることが必要です。
- 3 なお、生産者自らが全ての工程を施工するなど雇用が発生しない場合は、施工に係る人件費用は補助対象とならないことに留意ください。

(問35) 機械・施設のリース契約は協議会が行うのか。協議会内の生産者が契約することは可能か。

(答)

機械・施設のリース契約は、協議会又は協議会に参画する生産者から組織される機械利用組合等が契約することができます。

(問36) 機械・施設のリース導入に当たり、機械・施設の受益者は1戸でもよいか。複数戸での共同利用が必要か。

(答)

機械・施設のリース導入については、成果目標年度における産地での生産に必要な規模で機械・施設を導入することが可能であり、受益者数についての要件は設けない予定としています。

(問37) 機械リースの補助対象となる機械について。

(答)

1 本事業の補助対象となる機械は、トラクターなど汎用性の高い機械は対象となりませんが、野菜移植機、薬散防除機、肥料散布機、野菜収穫機など、野菜の生産に必要な機械は対象です。

2 また、リース料助成額の計算方法は、対象機械ごとに次に掲げる2つの算式により計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とします。

$$\left(\begin{array}{l} \text{リース料助成額} = \text{リース物件価格} \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) \times 1/2 \text{以内} \\ \text{リース料助成額} = (\text{リース物件価格} - \text{残存価格}) \times 1/2 \text{以内} \end{array} \right)$$

(問38) 機械・施設のリース手数料は補助対象か。

(答)

本事業はリース物件価格（リース料総額のうち消費税や金利・保険料等を除く設備の購入額）の1/2以内を助成対象としており、機械・施設リースの手数料については、リース会社によってことなることから、予算の効率的かつ適正な執行の観点から、助成対象としないこととしています。

(問39) リースで導入した機械・施設について、使用しない期間に限り、協議会に参画しない農業者に貸し出すことは可能か。

リースで導入した機械・施設については、第三者への貸し付けはできません。

(問40) 品種選定等のために実証ほ場において実証栽培に取り組む場合、どのような経費が支援の対象となるか。

(答)

品種選定のために実証において実証栽培に取り組む場合、以下のような経費が支援

の対象となります。

- ・借上費：ほ場借上料
- ・機械・施設：リース料
- ・原材料費：種苗代
- ・消耗品費：農薬費、マルチ等資材費 等

(問41) 本事業において、視察・研修旅費、県外での説明会の旅費は対象か。

(答)

先進地への視察調査や技術習得に必要な研修に係る旅費などの他、栽培技術の専門家を招いての現地講習会、産地内の生産者間の勉強会の開催経費や旅費等は対象となります。

(問42) 協議会の構成員外を含む生産者等を集め、県外の園芸産地や実需者等のカット工場等の視察を行う場合の旅費は対象となるか。

(答)

協議会の構成員については、対象となります。

(問43) 協議会の構成員外の実需者等を産地に招き、生産現場を視察してもらう経費は対象となるか。また、新しい実需者等獲得のために、県外の実需者等を視察調査する際の旅費等の経費は対象となるか。

(答)

- 1 協議会の構成員外の実需者等を産地に招き、販路の開拓や実需者ニーズ把握のための現地検討会や講演会を開催する場合は対象になります。
- 2 また、実需者ニーズの把握や販路確保に向け、県外の実需者等を視察調査する際の旅費等の経費は対象になります。

(問44) 園芸施設の助成対象はどのようなものがあるか。

(答)

本事業において助成対象となる園芸施設は、

- ① 耐候性ハウス又はビニールハウス（自力施工ができないビニールハウスに限る）のリース導入経費、
 - ② 栽培装置・機械のリース導入経費、
 - ③ 自力施工が可能なビニールハウスの資材購入費（ビニールハウスのパイプ、被覆資材等の導入効果が継続して見込まれるものに限る。）
- が助成対象です。

(問45) 施設園芸の取組においてリース導入の対象となる「ビニールハウス」はどのようなものか。

(答)

施設園芸の取組においてリース導入の対象となる「ビニールハウス」は、基礎工事が必要なビニールハウスや、ハウス内の気密性管理等の観点から設計施工が必要なビニールハウスなど、通常、生産者自らの努力では施工ができないものを想定しています。

(問46) 本事業において補助対象となる資材の範囲いかん。

(答)

本事業において補助対象となる資材の範囲は、以下のとおりです。

- ① 水稲から園芸作物への転換の際に必要な資材（ビニールハウスのパイプ、被覆資材等の導入効果が継続して見込まれるものに限る。）
- ② 果樹の新植に要する経費（新植苗代、土壌改良材、肥料、農薬の購入費）

(問47) 資材費としてビニールハウスのパイプを助成対象としているが、どの程度のものまで支援対象となるのか。

(答)

- 1 自力施工を前提とした資材であることを説明できる場合は、助成対象となります。
- 2 他方、鋼材やコンクリート等を使って専門業者が組み立てを行わなければならないようなハウスは補助対象外です。

(問48) 本事業でリース導入するハウスとはどのようなものか。

(答)

- 1 本事業でリース導入を想定しているハウスは、施設園芸作物生産に必要な耐候性ハウス又はビニールハウス（自力施工が可能なビニールハウスを除く）を想定しています。
- 2 耐候性ハウスについては、
 - ① 50m/s以上の風速（事業対象作物について、ハウスの被覆期間中における過去の最大瞬間風速が50m/s未満の地域にあっては、当該風速とすることができる。ただし、当該風速が35m/sを下回る場合においては35m/sを下限とする。また、被覆期間以外の期間は、被覆資材を確実に外す等により、ハウスが風害を受けないよう適切に管理すること。）に耐えることができる強度を有するもの、
又は、
 - ② 50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するもの若しくは構造計算上これに準ずる機能を有するもの、
とします。
- 3 また、ビニールハウスについては、鋼材やコンクリート等を使って専用の業者が組み立てを行わなければならないようなハウスをリース導入の対象とすることとしており、自力施工が可能なビニールハウスは本事業のリース導入の対象外とします。
- 4 なお、リース料助成額の計算方法は、次に掲げる2つの算式により計算し、それ

ぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計とします。

$$\left(\begin{array}{l} \text{リース料助成額} = \text{リース物件価格} \times (\text{リース期間} / \text{法定耐用年数}) \times 1/2 \text{以内} \\ \text{リース料助成額} = (\text{リース物件価格} - \text{残存価格}) \times 1/2 \text{以内} \end{array} \right)$$

(問49) 施設園芸のいちごの高設栽培設備や花きの棚は、補助対象資材に含まれるか。

(答)

本事業において対象となる資材の補助対象範囲は、

- ① 水稲から園芸作物への転換の際に必要な資材(ビニールハウスのパイプ、被覆資材等の導入効果が継続して見込まれるものに限る。)
 - ② 果樹の新植に要する経費(新植苗代、土壌改良材、肥料、農薬の購入費)
- であり、施設園芸のいちごの高設栽培設備や花きの棚は上記①に該当することから補助対象資材に含まれます。

【申請手続き等】

(問50) 事業活用に係るスケジュールはどのようになるか。

(答)

本事業の事業活用に係るスケジュールは以下を想定しています。

- ① 国は都道府県に対して事業活用参考資料(要領案)を配布(平成30年2月上旬)、
- ② 都道府県は産地に対して事業要望調査を実施(同年2月～)、
- ③ 国は都道府県に対して申請要領を通知(同年3月上旬)、
- ④ 事業活用を希望する産地は産地計画を作成し、都道府県に提出(同年3月中旬)
- ⑤ 都道府県は④で提出のあった産地計画の内容を審査した上で、産地計画を取りまとめた都道府県計画を策定し、国に提出(同年3月中旬)
- ⑥ 国は都道府県計画を審査し、予算の範囲内で都道府県計画を承認(同年4月)

(問51) 事業の申請はいつ行えば良いか。

(答)

- 1 本事業は、都道府県を経由して補助金を交付する事業であり、実際に事業に着手

するに当たっては、都道府県に対して産地計画を提出していただくことが必要です。

- 2 事業活用を希望する産地は当該都道府県に産地計画を、平成30年2月～3月中旬の間に提出していただくことを予定しています。
- 3 このため、事業活用を検討している場合は、都道府県による事業要望調査に十分な余裕を持って対応できるよう、早めに当該都道府県へご相談ください。

【事業実施後に水稲の作付を行うことが可能な場合】

(問52) 本事業の実施地域において、事業実施後に水稲の作付を行うことは可能か。

(答)

- 1 本事業は、水稲を主体とする土地利用型作物の生産を行っている地域において、水稲から園芸作物への転換を図り、水稲に代わる作物として園芸作物を生産しようとする産地を育成することにより、園芸作物の生産拡大を図ることを目的としています。
- 2 このため、事業実施後においても、成果目標の達成に向けて計画的に園芸作物への転換が推進され、成果目標年度において成果目標（契約取引の割合50%以上）が達成される範囲においては、当該地域において水稲の作付を制限するものではありません。
- 3 また、上記2と同様の範囲であれば、例えば、
 - ① 新たに露地野菜に転換したほ場を輪作体系に組み込んで水稲を作付することや、
 - ② 水稲と露地野菜の二毛作を行うこと（この場合の露地野菜の生産面積は成果目標の契約取引の割合の算定対象外とします）、についても、その実施を制限するものではありません。

【実証ほの対象となるほ場の範囲】

(問53) 本事業において、実証ほの対象となるほ場いかん。

(答)

- 1 本事業は、まとまった規模で園芸作物の大ロット生産・供給が可能な水田地帯において、水稲から園芸作物に転換する際に新たに直面する技術面及び販売面の課題の解決に向けた取組を支援するものです。
- 2 このため、本事業で実証ほの対象となるほ場は、これまで水稲の作付を行っていたほ場を基本とします。
- 3 ただし、園芸作物生産の実績があるほ場であっても、排水性など水稲から園芸作物に転換する上での課題が解決できなかったことにより、園芸作物生産を断念し水稲の作付を再開した水田や、今後の園芸作物への転換を進める上で解決すべき課題があるほ場については、実証ほとして利用することが可能です。

【事業の対象となるほ場の考え方】

(問54) 本事業の実施地域では完全に畑地化しなければならないのか。

(答)

- 1 本事業は、水稲を主体とする土地利用型作物の生産を行っている産地において、水稲から園芸作物への転換を図り、水稲に代わる作物として新たに園芸作物を生産しようとする産地を育成することにより、園芸作物の生産拡大を図ることを目的としています。
- 2 このため、事業実施後においても、園芸作物の生産拡大が図られる限りにおいては、例えば、露地野菜に転換したほ場を輪作体系に組み込んで、数年に一度水稲を作付することは可能であり、必ずしも畑地化を要件とするものではありません。

(問55) 水田を活用してブロックローテーションにより麦や大豆、飼料作物の作付を行っていたほ場などで園芸作物に転換した場合は、成果目標年度の産地規模に含めることは可能か。

(答)

- 1 本事業は、水稻を主体とする土地利用型作物の生産を行っている産地において、水稻から園芸作物への転換を図り、水稻に代わる作物として園芸作物を生産しようとする産地を育成することにより、園芸作物の生産拡大を図ることを目的としています。
- 2 このため、本事業で実証するほ場については、これまで水稻の作付を行っていたほ場を基本とします。
- 3 また、成果目標年度における産地規模の算定に当たっては、これまで水稻の作付を行っていたほ場だけでなく、水田を活用して麦や大豆、飼料作物の作付を行っていたほ場などで園芸作物に転換した場合も、一体的な園芸産地を形成するために必要な場合は、当該ほ場も産地規模の算定に加えることができます。

【対象品目の考え方】

(問56) 本事業の対象となる野菜や果樹の用途は加工・業務用に限るのか。家計消費も対象となるのか。

(答)

本事業の対象品目は園芸作物全般であり、加工・業務用だけでなく、家計消費も対象となります。

【対象となる生産者について】

(問57) 水稻と園芸作物の複合経営者が、園芸作物について面積拡大する場合は対象となるのか。

(答)

水稲と園芸作物の複合経営者が本事業を活用する場合には、

- ① 当該生産者の水田のうち、事業実施前年まで水稲の作付を行っていた水田、
- ② 他の水稲生産者から借り上げた水田のうち、事業実施前年まで水稲の作付を行っていた水田

において、技術面及び販売面で新たに直面する課題の解決に取り組む場合に限り、本事業の対象となります。

(問58) 当該地域ですでに園芸作物を生産している生産者が、他の水稲生産者から水田を借りて園芸作物生産を行う場合、本事業の対象となるか。

(答)

当該地域ですでに園芸作物を生産している生産者については、他の水稲生産者から事業実施前年まで水稲の作付を行っていた水田を借り上げ、当該水田で新たに園芸作物の生産を行う場合において、技術面及び販売面で新たに直面する課題の解決に取り組む場合に限り、本事業の対象となります。

【その他】

(問59) 実証ほ場で生産した生産物は販売して良いのか。

(答)

- 1 本事業の実証ほ場については、栽培方法の確立等に向けた実証を目的とした取組について支援を行うものです。このため、本事業の実証ほ場で栽培された農産物については、成分分析や試供品の作成等に使用することを基本としています。
- 2 ただし、園芸作物の生産に直接関わらない経費（記帳費用、ほ場標識など）や新たに導入する技術に係る経費（排水対策に係る経費）といった掛かり増し経費のほか、機械・施設の導入支援のメニューにより導入した機械・施設の導入経費のみを本事業により支援した場合については、生産物の販売は可能です。